

保険に加入する場合の取扱い

～逓増定期保険の保険料～

会社が保険に加入する場合、保険の種類や契約者、被保険者及び保険金受取人を誰にするかによって、保険料あるいは受取保険金の税務上の取扱いが異なってきます。

今回は逓増定期保険の保険料についてご紹介します

逓増定期保険とは・・・

逓増定期保険とは、定期保険のうち、保険期間の経過に応じて保険金額が増加する仕組みのものです。

税務上は、保険期間の経過により保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、

平成20年2月28日以後の契約分にあつては、

その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるものをいい、

平成20年2月28日以前の契約分にあつては、

その保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が60歳を超え、かつその保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が90を超えるもの

を逓増定期保険として取扱います。

逓増定期保険の税務処理

加入時及び保険期間満了時の被保険者の年齢と保険期間に応じて、以下の3つのケースに区分されます。

それぞれ保険期間の前半の6割で保険料の一部を資産計上しておき、後半の4割で資産計上額を取り崩して損金に算入します。

【契約日が平成20年2月28日以後の契約】

	ケース①	ケース②	ケース③
区 分	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が45歳を超えるもの(ケース②又はケース③に該当するものを除く)	保険期間満了の時ににおける被保険者の年齢が70歳を超え、かつ、該当保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が95を超えるもの(ケース③に該当するものを除く)	保険期間満了のときににおける被保険者の年齢が80歳を超え、かつ、該当保険に加入した時ににおける被保険者の年齢に保険期間の2倍に相当する数を加えた数が120を超えるもの
前半6割	保険料の2分の1を損金に算入し、残りの2分の1を資産計上	保険料の3分の1を損金に算入し、算入し、残りの3分の2を資産計上	保険料の4分の1を損金に算入し、残り4分の3を資産計上
後半4割	保険料の全額を損金算入するとともに、それまで資産計上してきた金額を均等に取り崩して損金に算入		

【契約日が平成 20 年 2 月 27 日以前の契約】

	ケース①	ケース②	ケース③
区 分	保険期間満了の時に おける被保険者の 年齢が 60 歳を超 え、かつ、該当保 険に加入した時 における被保険 者の年齢に保 険期間の 2 倍 に相当する数 を加えた数が 90 を超える もの（ケース② 又はケース③ に該当する ものを除く）	保険期間満了の 時における被 保険者の年齢 が 70 歳を超 え、かつ、該 当保険に加入 した時にお ける被保険 者の年齢に 保険期間の 2 倍に相当 する数を加 えた数が 150 を超えるもの （ケース③に 該当するもの を除く）	保険期間満了の 時における被 保険者の年齢 が 80 歳を超 え、かつ、該 当保険に加入 した時にお ける被保険 者の年齢に 保険期間の 2 倍に相当 する数を加 えた数が 120 を超えるもの
前 半 6 期	保険料の 2 分の 1 を損金に算入し、 残り 2 分の 1 を 資産計上	保険料の 3 分の 1 を損金に算入し、 残り 3 分の 2 を 資産計上	保険料の 4 分の 1 を損金に算入し、 残り 4 分の 3 を 資産計上
後 半 4 期	保険料の金額を 損金算入すると ともに、それ まで資産計上 してきた金額 を均等に取り 崩して損金に 算入		

～参考～

保険料を一時払いした場合

逓増定期保険の保険料を一時払いにした場合には、保険料の支払時に保険料の全額を一旦前払保険料として資産計上し、その支払の対象となった期間の経過に応ずる経過期間分の保険料について上記の取扱いを適用します。